



◆仁木町地域支援事業及び生活支援事業



作成 令和7年4月1日

●生きがい活動支援通所事業

(1回440円・昼食650円)

介護保険要介護認定において自立と認定された高齢者及び家に閉じこもりがちな高齢者が利用できる通所事業（デイサービス）です。利用は週1回です。

●配食（食の自立支援）サービス事業

(最大週5回 1食400円)

仁木町に住所を有する、概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯に属する高齢者又は要支援・要介護認定者で、在宅における自立支援を行う観点から、配食サービスを利用することが適切であると認められた方に対して夕食（お弁当）を配達し、安否確認を行います。

●外出支援サービス事業

(月2回まで 片道290円)

公共交通機関の利用が困難な高齢者の通院、日常生活に必要な買い物の送迎を行います。
(送迎範囲：仁木町内及び余市町内)

●除雪サービス事業

(1回290円)

除雪が困難な高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯に対して、玄関から公道までの生活通路を確保します。

●ハートコール事業

(無料)

高齢者単身、高齢者のみの世帯に対して、電話で状況確認や相談に応じます。また、必要に応じて、関係機関との連絡調整を行います。

●家族介護支援特別事業

要介護認定区分が要介護4又は要介護5の高齢者と同居し、在宅で介護されている住民税非課税世帯が対象の事業です。

◆介護用品支給事業 紙おむつ等の介護用品を支給します。

(支給限度額：月額8,350円)

●緊急通報サービス

(無料)

在宅のひとり暮らしの高齢者等に緊急時に通報できる緊急通報装置を貸し出し、24時間体制で対応します。

(対応はコールセンターとなります。)

また、安否センサーを、玄関・居間・寝室に設置します。

各事業の詳細やご利用のご相談については、下記お問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。



お問い合わせ先

仁木町福祉課介護保険係

Tel:0135-32-2514

仁木町地域包括支援センター

Tel:0135-32-3855

